

城北会場

予約不要・無料

相続登記等相談会



不動産登記促進イメージキャラクター
トウキツネ

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行いましょう。

東京法務局、東京司法書士会、東京土地家屋調査士会では、三者が連携して、相続登記や空き家対策等に関する支援をする相談会を行っています。専門家である司法書士や土地家屋調査士と直接お話することができる機会に、是非ご相談ください。

各会場の詳細は、東京法務局ホームページを御確認ください。



城北会場では、**司法書士**による相談会を開催します。
遺産の相続や相続登記の手続について相談することができます。
注）申請書等の作成・チェックは行いませんのであらかじめご了承ください。

【場 所】

東京法務局城北出張所 4 階会議室
(東京都葛飾区小菅 4 丁目 2 0 番 2 4 号)
※エレベーターで 4 階までお越しください。

【開催日程】

祝日を除く
毎月(10月、2月を除く)
第1、第3水曜日
午後1時から午後4時まで

※1日6組まで

4階会議室前で整理券を取ってお待ちいただきます。
受付状況により、受付を終了させていただきますので、
御注意ください。

※相談時間は1回20分以内です。

◎10月及び2月は、**「一斉「相続・遺言」説明会&相談会」**
にて無料相談を受けることができます。
こちらは、**予約制**となります。
詳細は、順次、当局ホームページ等でお知らせします。

【問合せ】

○東京法務局民事行政調査官室
☎03-5213-1319



しほたん©東京司法書士会



エコゾウ&トッチ ©東京土地家屋調査士会



相 談 例

様々な疑問や不安に専門家の視点からお答えします！

『司法書士』に相談できること



- ・そもそも「相続人」って誰になるの？
相続人が決まらないと、登記はできないの？
- ・土地や建物の登記を確認したら、何十年も前に亡くなった祖父の名義になっていたけれど、このままでいいの？
- ・「法定相続情報一覧図」って何？
「遺産分割協議書」って、必ず作らなければならないの？
- ・「自筆証書遺言書保管制度」って、どんな手続きをするの？



『土地家屋調査士』に相談できること

- ・建物があるのに、登記されていないけれど大丈夫？
- ・取り壊した建物の登記が残っているけれど、このままでいいの？
- ・兄弟姉妹で共有している土地を、相続に備えて分割することってできるの？
- ・相続した土地の境界がはっきりしないけれど、どうしたらいいの？